

議案第 6 5 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和 3 5 年板橋区条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条中「範囲で」の次に「その発令の日に受ける」を、「を除く。）」
の次に「以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 5 分の 1 に相
当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、減給に係る規定を改める必要がある。